

香芝市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第38号

香芝市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和58年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1回につき除去面積（単位は、平方メートルとする。）に110円を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする」を「雑草の除去に係る費用の実費相当額とする」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日に施行する。